

成年後見制度に対する市町村等の取組の現状と課題

研究分担者 川越雅弘 社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター・
特別研究員

研究要旨

【目的】成年後見制度に対する市町村等の取組の現状・課題を明らかにするとともに、その改善策を提案すること。

【方法】成年後見制度において市町村等に期待される役割を把握するため、厚生労働省の公表資料の入手・分析を行った。また、取組の現状を把握するため、①厚生労働省の全国調査資料の分析、②茨城県内 44 市町村の成年後見制度に関連する各種計画（地域福祉計画、介護保険事業計画、成年後見制度利用促進基本計画（以下、基本計画））の収集・分析を行った。その上で、期待される役割と現状からみた課題の整理を試みた。

【結果】国の第二期基本計画において、市町村には、「支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送る」という目的を実現するための支援活動（権利擁護支援）が、また、そのための枠組みとして、協議会や中核機関の整備が求められていることがわかった。他方、全国調査から市町村の取組の現状をみると、協議会は約 5 割、中核機関は約 7 割の市町村が整備するなど、体制整備は進んでいるものの、① 1 中核機関に配置されている資格職は 3 名程度である、②協議会も既存の合議体を活用している割合が 4 割を占めているなど、運営体制は十分ではないことがわかった。

また、市町村の計画策定状況をみると、基本計画を地域福祉計画に位置付けている市町村が多く、認知症施策を検討する介護保険事業計画と一体的に計画策定している市町村は少なかった（事業が介護部門と福祉部門に分かれてしまっている）。

また、茨城県内の市町村の取組をみた結果、水戸市と周辺 8 市町村では、県央地域連携中枢都市圏を基盤に、権利擁護地域連携ネットワークの構築を図っていた。

【考察】市町村は、事業から物事を考え、担当者と所管業務を決めて事業を展開するという仕事の仕方をおこなうため、認知症施策に関しては介護部門が、成年後見制度利用促進に関しては障害・福祉部門が担うといった縦割り構造になっている。こうした状況を変えるためには、事業や施策の目的は何か、事業や施策を通じて何を実現したいのかを常に意識させ、その上で、効果的と思われる手段を、現場を知る関係者と一緒に考えるといった仕掛けを設ける必要がある。また、外部有識者が市町村施策の展開支援に入ることで、①関係する多部門が集まりやすくなる、②議論をうまくリードすることで、目的から手段を考える思考を体感することができると考える。こうした役割を、中核機関に配属された専門職（社会福祉士など）が徐々に担えるようになれば、協議会をうまくハンドリングでき、課題解決力は高まると考える。

【結論】認知症基本法の理念、権利擁護支援の考え方を定着させるために、当事者を中心に据えた個別支援（チームによる支援）と、当事者が抱える共通的な地域課題を解決するための地域支援（協議会、市町村、コーディネート機能を担う中核機関の協働による支援）が一体となって展開される仕組みを市町村単位で構築する必要がある。

A. 研究目的

「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすこと」の実現を目指した認知症基本法が令和6年1月1日に施行された。同法の根幹となる理念が「権利擁護」であり、これを支えるための制度の1つとして成年後見制度がある。

さて、同制度の利用者数は、2000年の制度創設以降、年々増加しているものの、今後の認知症高齢者の増加を鑑みると、その利用は十分とは言えない状況であった。

そこで、国は、利用促進を図るべく、2016年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」）」を施行、翌年3月及び2020年3月に、それぞれ第一期・第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」）を閣議決定した。

第一期基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を担う体制整備など、成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、計画的に取り組みを推進することとされた。

第二期基本計画では、「地域共生社会の実現」という目的達成に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図りながら、「制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を目指す」とされた。

こうしたなか、同制度の実務を担う市町村には、利用促進と併せて、庁内の関係部門ならびに委託先との連携を通じて、地域連携ネットワークの構築および連携強化を果たしていく役割が期待されているが、取組や連携の実態は明らかではない。

そこで、本研究では、成年後見制度に関する国の施策動向及び市町村に期待される役割を整理した上で、国の公表資料及び市町村の各種計画（地域福祉計画、介護保険事業計画）の内容分析を通じて、成年後見制度への市町村及び社協の関与の現状と課題を明らかにすることとした。

B. 研究方法

1. 成年後見制度に関する国の施策動向及び市町村に期待されている役割の整理

成年後見制度に関しては、国が方向性や取組内容を決め、それをもとに市町村は各種計画を立て、実行していくことになる。

そこで、厚生労働省の公表資料をもとに、同制度に関する国の施策動向及び市町村に期待されている役割を整理した¹⁾。

2. 成年後見制度に対する市町村の取組の現状把握（全国調査より）

厚生労働省は、毎年、「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」を実施し、その結果を公表している（社会・援護局地域福祉課および障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課の合同調査という位置づけ）。

そこで、国の最新調査結果をもとに、市町村の取組状況を把握した²⁾。

3. 市町村における基本計画の位置づけ、中核機関の運営体制、参考となる地域連携に向けた取組の実態把握

（対象：茨城県内の44市町村）

成年後見制度に関連する市町村計画としては、基本計画以外に、「地域福祉計画」「介護保険事業計画」などがある。

そこで、茨城県の44市町村を対象に、上記計画及び社協の活動状況に関する情報を入手し、①基本計画の位置づけ、②中核

機関の運営体制、③参考となる地域連携の取組の把握を行った。

(倫理面への配慮)

本分析は、国や市町村の公開資料をもとに行ったものである。これら資料には、個人情報も、個人が特定される可能性のある情報も含まれておらず、倫理的問題は生じないと考える。ただし、分析結果が調査地域に不利益(社会的偏見の助長など)をもたらす可能性はあることから、こうしたことが起こらないよう、分析ならびに報告書の記載内容には十分配慮した。

C. 研究結果

1. 成年後見制度に関する国の施策動向及び市町村に期待されている役割の整理

厚生労働省の公表資料をもとに、成年後見制度に関する国の施策動向と、その中で市町村に期待されている役割について把握・整理した。主なポイントを以下に示す。

1) 第一期基本計画(平成29年度～令和3年度)策定の背景と見直しのポイント

(1)見直しの背景

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から導入された制度であり、国民にとって利用しやすいものとすることを目指していた。しかしながら、同制度の利用状況を見ると、

- ・ 利用者数は、年々増加しているが、認知症高齢者等の増加に比べ著しく少ない
- ・ 申立動機をみると、「預貯金の解約等」が最多となるなど、財産の保全の観点が重視されている

- ・ 申立の内訳(後見・保佐・補助・任意後見監督人選任)をみると、後見の利用者割合が全体の7-8割を占める一方で、任意後見は2%程度にとどまっているなど、①生活上に大きな支障が生じない限り同制度があまり利用されていない、②任意後見がほとんど利用されていないなどの実態が明らかとなった。

また、支援の質の観点からも、

- ・ 第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものがある(後見人の質の問題)
- ・ 後見等の開始後に、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難であるなどの課題も指摘されていた。

こうした状況を受け、成年後見制度の趣旨(ノーマライゼーション、自己決定権の尊重)に沿った運用のあり方の見直しが行われることになった。

(2)今後の施策の目標

第一期基本計画では、以下の4点を目標に制度見直しが行われた。

【目標1】利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める

- ① 利用者に寄り添った運用
- ② 保佐・補助及び任意後見の利用促進

【目標2】全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る

- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

② 担い手の育成

【目標 3】利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する

- ① 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実
- ② 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

【目標 4】成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す

(3)権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割・仕組み

厚生労働省は、従来の保健・医療・福祉の連携に、新たに司法も含めた連携の仕組み(＝権利擁護支援の地域連携ネットワーク)の構築が必要とした上で、同ネットワークの3つの役割と、有すべき3つの基本的仕組みを示している。

【地域連携ネットワークの役割】

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

【地域連携ネットワークの基本的仕組み】

- ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- ② 地域における「協議会」の体制づくり
- ③ 地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営するための中核機関の設置(直営ないし委託)

(4)地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき具体的機能

厚生労働省は、地域連携ネットワークお

よび中核機関が担うべき機能として、以下の5点を挙げている。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - ・ 受任者調整等の支援
 - ・ 担い手の育成・活動の促進
 - ・ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止機能

2) 第二期基本計画(令和4～8年度)の背景と見直しのポイント

(1)新たな基本計画が必要となった背景

第一期計画により、①利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などが進められてきた。しかしながら、

- ・ 後見人が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっている
- ・ 成年後見制度や相談先等の周知がまだ十分でない
- ・ 地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない

などの課題があった。また、認知症高齢者や独居高齢者の増加による権利擁護支援ニーズの増大や多様化が見込まれるなか、これら状況に適切に対応する必要性も高まっていた。このような背景を受けて、第二期基本計画が令和4年3月25日に閣議決定された。

(2)基本的考え方

第二期基本計画では、「地域共生社会の実現という目的達成に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める」とした。

【権利擁護支援の定義】

権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動のこと。

(3)優先して取り組む事項

国は、第二期基本計画で優先して取り組む事項として以下の5点を挙げている。

- ① 任意後見制度の利用促進
- ② 担い手の確保・育成の推進
(市民後見人・法人後見の担い手・専門職後見人・親族後見人)
- ③ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- ④ 地方公共団体による行政計画等の策定
- ⑤ 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(4)市町村計画に盛り込む内容について

国は、「市町村は、促進法第14条第1項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする」とした上で、同計画に盛り込むことが望ましい内容として以

下の6点を挙げている。

- ① 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
- ② 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること
- ③ 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- ④ 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備
- ⑤ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
- ⑥ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

現在、市町村は、これら基本指針に沿って、基本計画を策定することになっている(ただし、努力義務という位置づけ)。

2. 成年後見制度に対する市町村の取組の現状把握(全国調査より)

厚生労働省が公表している「令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査(詳細版)」の結果をもとに、市町村の取組状況を把握した。主な結果を以下に示す(調査時点:令和6年8月)。

(1)市町村計画の策定状況

- ・ 調査時点で、計画策定済みの市町村は1,358か所(78.0%)であった。
- ・ 計画の位置づけとしては、「地域福祉計画と一体的に策定」68.7%、「他の法定計画と一体的に策定(介護保険事業計画など)」19.1%、「単体で策定」12.2%であった。

(2)中核機関の整備状況

- ・「整備済み」は68.2%であった。
- ・中核機関の運営主体は、「委託」53.7%、「直営」29.0%、「直営＋委託」17.4%で、委託先の約9割は「社協」であった。
- ・整備圏域は、「市町村圏域」75.6%、「広域圏域（広域連合・一部事務組合）」6.7%、「広域圏域（定住自立圏構想）」5.8%、「広域圏域（連携中枢都市）」3.4%の順であった。
- ・中核機関の有資格者3,913人の内訳をみると、「社会福祉士」70.5%、「精神保健福祉士」9.1%の順であった。
- ・アドバイザーとして関わっている職種をみると、「弁護士」63.1%、「司法書士」55.3%の順であった。

(3) 中核機関の機能別取組状況

- ・相談支援への取組状況をみると、「窓口での各種相談対応」98.3%、「各種ケース会議等への出席」79.0%、「施設等への出張相談」50.9%、「専門職による相談」44.0%の順で、「未実施」は0.6%あった。
- ・権利擁護支援チーム形成支援への取組状況をみると、「権利擁護支援の方針の検討」75.7%、「適切な申立ての調整」74.3%、「受任者調整を含むチーム体制づくり」62.8%の順で、「未実施」は15.2%であった。
- ・権利擁護支援チームの自立支援機能への取組状況をみると、「後見人等やチーム関係者からの各種相談への対応」71.2%、「チームへの必要に応じたバックアップ」59.4%、「チーム開始の支援」57.8%の順で、「未実施」は23.8%であった。

- ・中核機関の整備上の課題をみると、「自治体内部での調整が必要であるため」63.3%、「受任者調整など権利擁護支援チームの形成支援に係るしくみが整えられないため」53.6%、「後見人等からの相談対応など権利擁護支援チームの自立支援のしくみが整えられないため」44.5%の順であった。

(4) 協議会等の設置状況

- ・協議会の設置状況をみると、「設置済み」51.1%、「未定」23.3%、「行政内部で検討中」13.2%の順であった。
- ・設置形態をみると、「新たに設置」56.3%、「既存の合議体を活用」43.7%であった。活用されている既存の合議体をみると、「成年後見センター・権利擁護センターの運営委員会、組織委員会など」55.0%、「権利擁護や虐待防止などに関するネットワーク会議」23.7%の順であった。
- ・協議会の事務局は、「直営」44.6%、「委託」42.8%で、委託先の約8割は社会福祉法人（社協等）であった。

(5) 市民後見人の養成・活動支援の状況

- ・市民後見人等の養成状況をみると、「未実施」72.8%であった。
- ・未実施の理由は、「市民後見人の実態を把握していないため」41.3%、「市民後見人等の養成等を実施する必要性が感じられないため」23.0%、「その他」44.1%であった。
- ・養成の実施主体は「委託先」が93.2%であった。
- ・市民後見人の受任に当たっての課題としては、「市民後見人の受任が適当であるケースが少ない」61.6%、「市民

後見人本人が受任への不安を感じている」50.5%、「市民後見人養成講座の受講人数が伸び悩んでいる」31.1%の順であった。

- ・市民後見人の受任調整や支援体制をみると、「フォローアップ研修の実施」92.3%、「養成機関による助言の機会や支援体制の確保」82.4%、「適切な市民後見人候補者を決定するための受任調整会議の開催」80.9%であった。

(6) 法人後見の実施状況

- ・法人後見の実施状況をみると、「市町村圏内の法人で実施」51.0%、「なし（近隣市町村を含む）」20.9%、「近隣市町村の法人で対応」10.5%の順であった。
- ・実施法人は、「社協」60.1%、「NPO法人」16.6%、「一般社団法人」10.3%の順であった。

3. 市町村における基本計画の位置づけ、中核機関の運営体制、参考となる地域連携に向けた取組の実態把握

（対象：茨城県内の44市町村）

茨城県内の44市町村を対象に、成年後見制度に関連する市町村計画（「地域福祉計画」「基本計画」「介護保険事業計画」）ならびに社協の活動状況に関する情報を入手し、①基本計画の位置づけ、②中核機関の運営体制、③参考となる地域連携の取組を把握した。主な結果を以下に示す。

1) 基本計画の位置づけ

第9期介護保険事業計画と基本計画を一体の計画として策定していたのは13市町(29.5%)で、それ以外は地域福祉計画と一

体の計画として策定していた（図表1）。

このうち、守谷市では、第8期から介護保険事業計画と基本計画を一体的に策定するとともに、基本計画を章として取り上げていた（図表2）。

2) 中核機関の運営体制

全国調査をみると、令和5年度末時点で中核機関の整備が済んでいるのは35市町村であった（整備率：79.5%）。

整備している35市町村の運営体制をみると、「市町村直営」12市町村（34.3%）、「直営＋委託」12市町村（34.3%）、「委託」11市町村（31.4%）であった。なお、委託先の多くは市町村社協であった。

3) 参考となる地域連携の取組の把握

全国調査によると、中核機関の整備圏域は、「市町村圏域」が約8割を占め、残り2割を広域連合・一部事務組合、定住自立圏構想、連携中枢都市による広域連携となっていたが、茨城県では、2つの広域での取組が展開されていた。以下、その概要を紹介する。

- (1) 県央地域連携中枢都市圏を基盤とした権利擁護地域連携ネットワークの構築（水戸市及び周辺8市町村）

県央地域全体の更なる発展を目指し、魅力と活力ある圏域づくりを進めていくという考えのもと、2022年2月、水戸市と周辺8市町村（笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村）の間で連携協約を締結、「いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、①地域経済の活性化、②都市機能の向上、③生活環境の充実（地域医療・福祉・教育・地域振興・災害対策・環境・交通・人材育成など）に取り組んでいる

(<https://www.city.mito.lg.jp/uploaded/attachment/27908.pdf>)

その中の1事業が、「成年後見制度利用促進事業」である。同事業では、成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護に係る地域連携ネットワーク構築の中心的な役割を担う広域中核機関（水戸市・水戸市社協）と市町村中核機関の連携のもと、学習会・相談会を開催するほか、市民後見人等の担い手を育成し、成年後見人等の受任者の調整や親族後見人等の支援を実施するとしている。

図表3に、広域中核機関と8市町村の中核機関の連携による権利擁護地域連携ネットワークの概念図を示す。

8市町村の中核機関は、中間機関に求められる4つの機能（①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能）を、広域中核機関（水戸市・水戸市社協）では、これら4機能に加え、協議会の設置・運営、地域ネットワークの形成・体制の整備・運営を担っている。

(2) 近隣3町による地域連携ネットワークの構築（八千代町・境町・五霞町）

八千代町では、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、八千代町保健福祉部内に中核機関を、また、本人や、本人を支える親族等に必要な支援を行えるよう、法律・福祉の専門職団体や関係機関が相互に連携し、協議していく場である協議会を、近隣の境町・五霞町と連携し、「境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワーク協議会」を設置している。

中核機関では、4つの機能のうち、「広報」、「相談」の機能を優先的に整備しながら、「受任者調整（マッチング）支援」や「後見人支援」を、地域連携ネットワークの中で協

議しながら進めることとしている。

図表4にその概念図を示す。

D. 考察

1) 地域連携体制整備の現状と課題

全国調査によると、令和6年度中の中核機関の整備率は74.5%、協議会の設置率は58.0%となっている。

このように、権利擁護地域連携ネットワークの核となる「協議体」「中核機関」はかなり整備されてきたと評価はできる。

ただし、①1中核機関当たりの有資格者の職員数をみると、「社会福祉士」2.3人、「その他」0.6人、「精神保健福祉士」0.3人と、1機関あたり3名程度で運営している、②協議会も、既存の合議体（権利擁護センター運営委員会、権利擁護や虐待防止などに関するネットワーク会議など）を活用したものが約4割を占めているなど、運営体制は十分とは言えない状況にある。

そもそも、地域連携ネットワーク構築の目的は、第二期基本計画で強調された「権利擁護支援（支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動）」を実現することであって、ネットワーク自体をつくるのが目的ではない。

市町村は、国の指針に沿って、これまで「協議体」「中核機関」などの枠組みを作ること（手段）に注力してきたが、権利擁護支援が目指していることをどうやって実現するかで、視点で、体制のあり方、連携のあり方、現場で起こっている実態の把握・共有方法などを見直す必要がある。

ところで、「協議会（意思決定機関）」「市町村（実施主体）」「コーディネーター／コーディネート機関」が連携して地域課

題を解決するという枠組みは、生活支援体制整備事業や在宅医療・介護連携推進事業でもみられるものであるが、これら事業においても、①現場の声（当事者の声、支援者の声など）をどうやって拾うか、②拾った声を地域課題にどうやって展開するか、③地域課題の解決策をどこで検討するか、④現場を知るコーディネーターと施策に関わる市町村の連携を如何に高めていくかが共通課題となっている。

在宅医療・介護連携推進事業をうまく展開している事例（東京都豊島区など）をみると、地域課題のテーマ（ACPの推進など）ごとに作業部会を設け、そこに現場を知る関係者を入れて、地域課題の具体化ととるべき対策案を検討し、その検討内容を協議会に諮るといった運営をしている。

こうした事例も参考にしながら、権利擁護のための地域連携ネットワークのあり方を見直していく必要があると考える。

2) 庁内連携及び市町村と中核機関の連携について

全国調査によると、基本計画を地域福祉計画と一体的に策定している市町村は約7割で、介護保険事業計画（高齢者福祉計画を含む）などと一体的に策定している市町村は2割程度にとどまっている。

認知症施策と成年後見制度利用促進事業は、関係者を交えて、現状把握～課題抽出～対策の検討を行うべきであるが、認知症施策は介護保険部門が、成年後見制度利用促進事業は主に障害部門や福祉部門が担っていて、縦割り構造となっている。

市町村は、事業という手段から物事を考え、担当者を割り振り、担当者の所管業務の内容を決めて事業を展開するという仕事

の仕方に慣れており、他部門と一緒に事業を展開することに慣れていない（心理的な抵抗感を持つ人も多い）。

このように、手段から物事を考えるから、多くの事業（類似した事業も多くみられる）が乱立し、仕事量が増える一方となる。目的は何か、事業や施策を通じて何を実現したいのかを常に意識し、その上で、効果的と思われる手段を考えるといった思考を身に付けさせる必要がある。

国は、総合事業、在宅医療・介護連携推進事業、介護人材確保など、様々なテーマに対し、外部有識者を派遣し、市町村の事業展開を伴走支援する取組を試行している。

筆者も伴走支援者として事業に参加しているが、外部有識者が入ることで、①関係する多部門が集まりやすくなる、②議論をうまくリードすることで、目的から手段を考える思考を体感することができると感じている。

中核機関に配属された専門職（社会福祉士など）と外部有識者が連携しながら、テーマ別作業部会および協議会をうまく展開できるようになれば課題解決力は高まると考える。キーとなるのは、中核機関のコーディネート力の向上であり、ここがうまくいけば、庁内連携も結果的に進むと考える。

3) 広域支援について

小規模自治体では、人口減少、生産年齢人口の減少が今後顕著となる。市町村職員数も限られており、増大する業務に対応することが一層困難になると予想される。

したがって、茨城県の県央圏域で行っているような、広域での取組の枠組みを使って、核となる市町村及び社協が、周辺市町

村を伴走支援する形で支援するなどの取組を今後より一層進めていく必要がある。要は、市町村レベルのコーディネート機関と、広域レベルのコーディネート機関の重層的支援体制を進めていくのである。

介護保険でも、広域連合・一部事務組合などが、それ以外でも、連携中枢都市や定住自立圏構想など、複数の市町村が一緒になって取り組む枠組みがある。こうした枠組みを持つ市町村から、まずは権利擁護地域連携ネットワーク構築を共同で進めていくところから始める（その枠組みに近隣市町村も徐々に参加していく）とよいのではないかと考える。

E. 結論

認知症基本法の理念、権利擁護支援の考え方に沿って、当事者を中心に据えた個別支援（チームによる支援）と、当事者が抱える共通的な地域課題を解決するための地域支援（協議会、市町村、コーディネート機能を担う中核機関の協働による支援）が一体となって展開される仕組みを市町村単位で構築する必要がある。

F. 研究発表

1. 論文発表：なし
2. 学会発表：なし

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定含む)

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他

Reference

- 1) 厚生労働省：成年後見制度の現状、令和6年4月。

<https://www.mhlw.go.jp/content/00110213>

- 2) 厚生労働省：令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）、令和7年4月。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000973040.pdf>

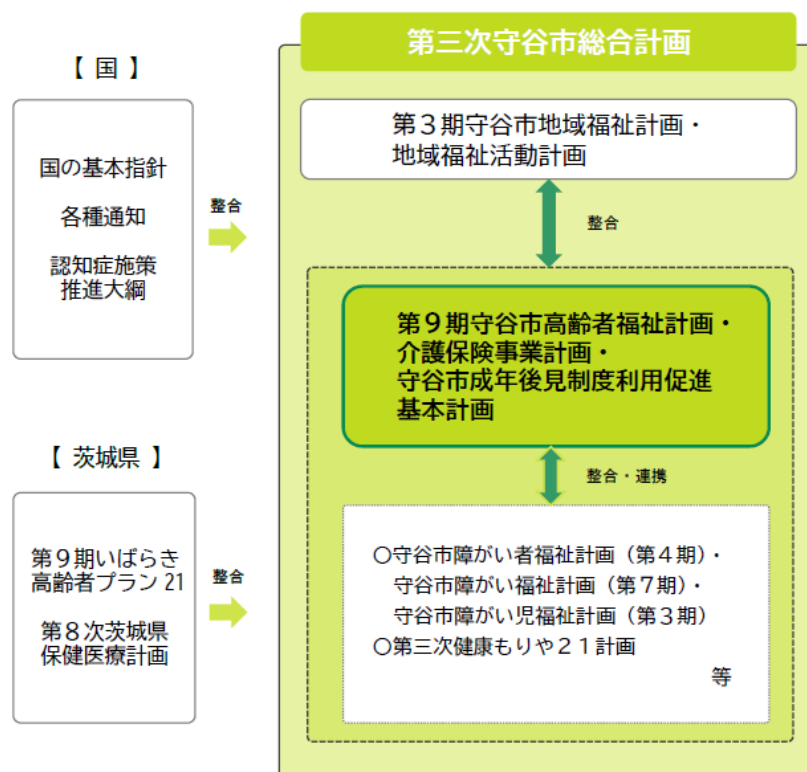
表 1. 基本計画の位置づけ及び中核機関の運営体制（茨城県 44 市町村）

No	市町村名	基本計画の 位置づけ	中核機関		備考 (広域での取組)
			形態	委託先	
1	水戸市	介護保険事業計画	直営＋委託	市社協	県央地域成年後見支援 事業の運営を 水戸市社協が担当
2	日立市	介護保険事業計画	委託	市社協	
3	土浦市	地域福祉計画	委託	市社協	
4	古河市	地域福祉計画	委託	市社協	
5	石岡市	地域福祉計画	委託	市社協	
6	結城市	地域福祉計画	直営	-	
7	龍ヶ崎市	地域福祉計画	直営	-	
8	下妻市	地域福祉計画	直営＋委託	市社協	
9	常総市	地域福祉計画	未整備		
10	常総太田市	地域福祉計画	未整備		
11	高萩市	地域福祉計画	直営	-	
12	北茨城市	地域福祉計画	直営＋委託	市社協	
13	笠間市	介護保険事業計画	直営	-	県央地域の事業に参加
14	取手市	介護保険事業計画	直営＋委託	市社協	
15	牛久市	地域福祉計画	委託	市社協	
16	つくば市	介護保険事業計画	直営＋委託	市社協	
17	ひたちなか市	介護保険事業計画	委託	市社協	県央地域の事業に参加
18	鹿嶋市	地域福祉計画	直営＋委託	社会福祉法人 医療法人	
19	潮来市	地域福祉計画	未整備		
20	守谷市	介護保険事業計画	直営	-	
21	常総大宮市	地域福祉計画	未整備	-	
22	那珂市	地域福祉計画	直営＋委託	市・水戸市社協 社会福祉法人 医療法人	県央地域の事業に参加
23	筑西市	地域福祉計画	直営	-	
24	坂東市	地域福祉計画	未整備		
25	稲敷市	介護保険事業計画	直営＋委託	市社協	
26	かすみがうら市	介護保険事業計画	委託	市社協	
27	桜川市	介護保険事業計画	直営	-	
28	神栖市	地域福祉計画	未整備		
29	行方市	地域福祉計画	委託	市社協	
30	鉾田市	地域福祉計画	未整備		
31	つくばみらい市	介護保険事業計画	直営＋委託	市社協	
32	小美玉市	地域福祉計画	直営＋委託	水戸市社協	県央地域の事業に参加
33	茨城町	地域福祉計画	委託	町・水戸市社協 社会福祉法人	県央地域の事業に参加

34	大洗町	地域福祉計画	直営＋委託	水戸市社協	県央地域の事業に参加
35	城里町	介護保険事業計画	直営＋委託	水戸市社協	県央地域の事業に参加
36	東海村	地域福祉計画	委託	村社協	県央地域の事業に参加
37	大子町	地域福祉計画	直営	-	
38	美浦村	地域福祉計画	委託	村社協	
39	阿見町	地域福祉計画	未整備		
40	河内町	地域福祉計画	未整備		
41	八千代町	介護保険事業計画	直営	-	
42	五霞町	地域福祉計画	直営	-	
43	境町	地域福祉計画	直営	-	
44	利根町	地域福祉計画	直営	-	

注 1.中核機関の委託先については、厚生労働省「令和 6 年度_成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」を元に整理した。

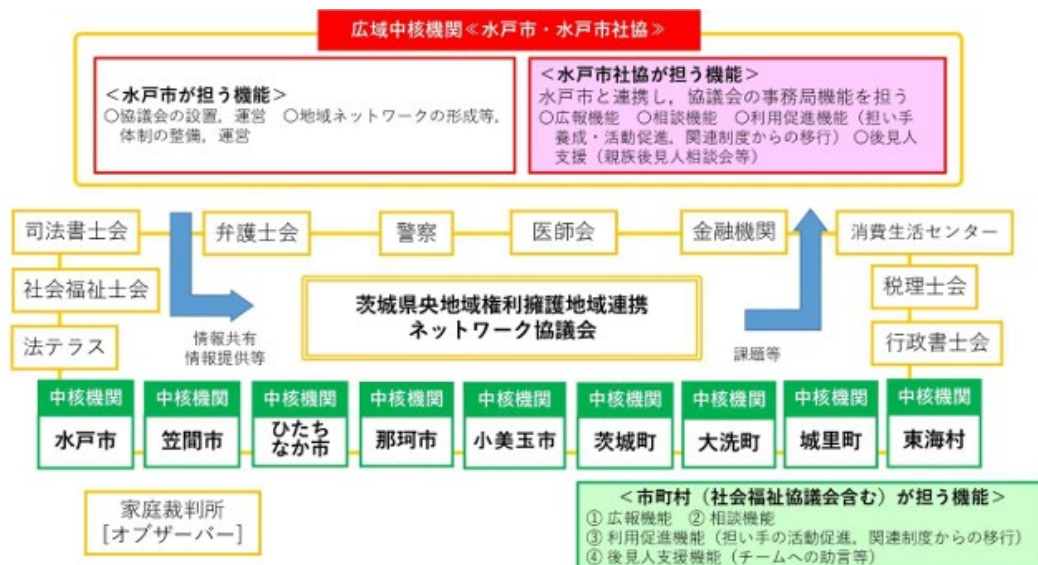
図 1. 介護保険事業計画と基本計画の位置づけ（茨城県守谷市）



出所) 守谷市：第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・守谷市成年後見制度利用促進基本計画（令和6年3月）より引用

https://www.city.moriya.ibaraki.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/593/dai9ki.pdf

図 2. 広域中核機関と市町村中核機関の連携による権利擁護地域連携ネットワーク（い
ばらき県中央地域連携中枢都市圏、5市3町1村）

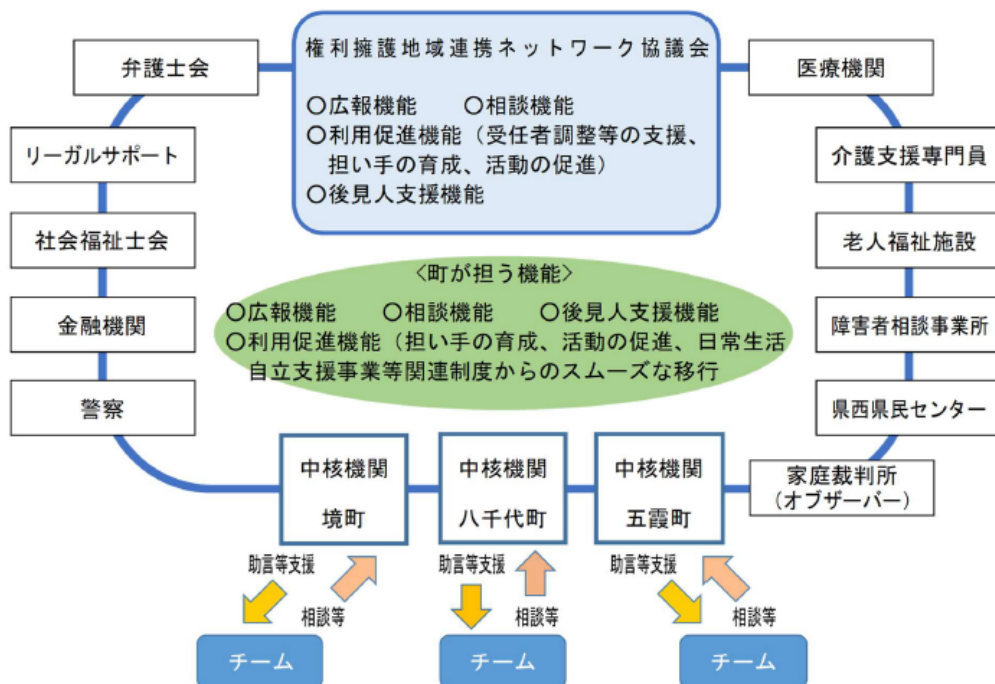


注.市町村中核機関では、①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能を、広域中核機関では、①～④に加え、協議会の設置・運営、地域ネットワークの形成・体制の整備・運営を担っている。

出所) 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 HP より引用

<https://www.mito-syakyō.or.jp/soudan/daily-life/protection/initiative>

図 3. 近隣 3 町による権利擁護地域連携ネットワーク協議会の体制図
（茨城県八千代町・境町・五霞町）



出所) 茨城県八千代町：やちよはつらつプランより引用

https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/data/doc/1619417914_doc_119_0.pdf